

○議長 赤嶺奈津江さん ただいまから令和5年第2回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 赤嶺奈津江さん 直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番 照屋仁士議員、14番 浦崎みゆき議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3. 議案第31号 令和5年度南風原町一般会計補正予算（第1号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議案第31号 令和5年度南風原町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。まず提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。議案第31号 令和5年度南風原町一般会計補正予算（第1号）令和5年度南風原町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。内容については、担当が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第31号 資料1をお願いいたします。議案第31号 令和5年度南風原町一般会計補正予算（第1号）について、概要を説明いたします。まず2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、原油価格、物価高騰対策に関する事業について補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ1億9,781万9,000円を追

加し、補正後の一般会計予算額は160億3,810万2,000円となります。なお今回の補正予算は3月28日に閣議決定があり、その後、市町村へ交付限度額や制度概要等の通知があったこと及び本事業を速やかに実施することが町民サービスとして最良と判断した理由により、臨時会での提案となりますのでご理解いただきたいと思います。

歳入について説明します。6ページをお願いいたします。14款2項1目. 民生費国庫補助金5,751万円の増は、子育て世帯生活支援給付金事業補助金の計上によるものです。6目. 総務費国庫補助金1億4,030万9,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上によるものです。

次に歳出について説明いたします。7ページをお願いいたします。3款1項10目. 臨時福祉給付金事業費1億1,609万1,000円の増は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受けている非課税世帯の支援を行うため、1世帯当たり3万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金及びその事務費の計上です。

8ページをお願いします。3款2項1目. 児童福祉総務費5,751万円の増は、食料品価格等の物価高騰により影響を受けている子育て世帯の支援を行うため、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金及びその事務費の計上です。

9ページをお願いいたします。6款1項3目. 農業振興費337万円の増は、肥料及び敷草の価格高騰に対する農家への経営支援のための農業者肥料購入支援事業補助金及び農業用敷草購入支援事業補助金の計上です。4目. 畜産業費472万8,000円の増は、飼料価格高騰に対する畜産農家への経営支援のための畜産農家経営支援事業応援金の計上です。

10ページをお願いいたします。7款1項1目. 商工振興費1,612万円の増は、物価高騰の影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、地域産業支援金及びその事務費の計上です。

次に議案第31号 資料2をお願いいたします。同表は、令和5年新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業一覧で、ナンバー、事業名称、事業内容、事業費内訳を記載していますのでお目通しをお願いいたします。

以上が議案第31号 令和5年度南風原町一般会計補正予算（第1号）の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは補正予算書に沿って確認をさせていただきたいと思います。まずは歳出の7ページをお願いいたします。こちらの電力・ガス・食料品等の価格高騰負担金ですけれども、別添の資料もつけていただいております。この資料にない部分ですね、ここは非課税世帯に対する補助ですけれども、金額だけでいくとこの7ページで見ると1億2,284万円ですので、単純計算すると3,428世帯になりますけれども、それでいいのかどうかと、あとの3,400世帯余りというのが町内においてはどれぐらいの割合なのか、そのあたりを教えてください。併せていつから交付予定なのかとかを教えてください。

次に8ページです。こちらはひとり親世帯ですけれども、これに関しても負担金、補助金でいくと5,280万円ということで、ひとり親のところで子ども1人当たり5万円ということですが、対象人数と金額というのはイコールなのかどうかと、またこれについてもいつからされるのか。また先ほどの7ページと重なるところも出てくるのかと思いますけれども、そういった重ねて充当もされるのかどうかですね、そのあたりを教えてください。

次に9ページをお願いします。肥料と敷草と畜産まで確認したいんですが、どのような窓口というか、その支援までの流れになるのか。例えば外部委託するか。要するに趣旨としては、やはりより広く対象者に届くようにしてほしいという趣旨ですので、そのあたりを少し補足で説明していただきたいと思います。

次に10ページですけれども、これは10万円の事業支援ですが、これも今まで何回かあったというふうに記憶をしまして、これまでの活用状況の中からこの金額、単純に割ると160社ですけれども、そのあたりを少し補足をさせていただきたいと思います。

以上、ちょっと事業内容について補足説明をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 上間 諭君 それでは照屋仁士議員の質疑にお答えいたします。まず1つ目、電力・ガス・食料品等の価格高騰、低所得世帯支援給付金のまず世帯数につきましては3,428世帯を見込んでおります。これは町全体の約21%程度になります。そして交付時期でございますが、準備が整い次第、関係者の皆様には手続の資料を送る予定をしておりますので、7月中を見込んでおります。

続きまして低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、まず支給対象児

童数は1,056名を見込んでおります。支給時期につきましては6月下旬を予定をしております。以上でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 上間 諭君 重ねて、重複できる支給は、はい、そのとおりでございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。予算書9ページ、農業者肥料購入支援事業補助金、そして農業用敷草購入支援事業補助金の支援までの流れなんですけれども、こちらのほうですね、両方ともJAおきなわのほうで町内の農家に補助対象品目を販売する際に、通常販売価格よりその品目の補助金額を引いた額で販売し、JAおきなわが月毎に補助金額を算定、本町に申請、請求を行う流れとなっております。

次に畜産農家経営支援事業応援金のほうなんですけれども、こちらのほう町内の畜産農家さん、私ども把握しているものですから、こちらのほうからご連絡してですね、申請手続のほうを一緒に進めていくような形となっております。

次に予算書10ページのほうですね、地域産業支援金のほうなんですけれども、今回160事業者ということでこちらの算出なんですけれども、沖縄県が実施した事業者の令和4年4月から6月、3か月分の物価高騰影響分に対しての支援、沖縄物価高対策支援金、こちらのほうの南風原町の給付実績が38件であったことから、その1年分の受付見込み件数160件での算出となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 ありがとうございます。7ページと8ページのほう、了解しました。9ページのほうですね、少し補足、聞きたいんですけれども、肥料についてはこれまでもJAを通した補助を行っているので分かるんですけれども、敷草も大体JAを通してされているものなのかですね。あまり敷草の購入経路というのがよく分からないものですから、そのあたりで金額はそう大きくはないんですけれども、それで大体フォローできるのかですね、そのあたりをちょっと補足をお願いします。あと畜産農家については把握している件数を、少し教えていただければと思います。以上、追加でお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。農業用敷草購入支援事業のほうで敷草のほうなんですけれども、まず今回この予算を提案する前にですね、JA経済部購買担当とその購入データを分析しながら協

議してですね、農家の方々が多く購入されている肥料と敷草、こちらのほうの品目ということで予算要求しております。敷草のほうなんですけれども、価格が高騰する中、年々購入実績が伸びていたことが見えたものですから、この予算提案となっていまして、現在知り得る範囲内ですが、敷草のほうもほとんどＪＡのほうから購入される、購入する場合ですね、そうなっていると考えております。

次に畜産農家経営支援事業応援金のほうですが、事業対象者として乳用牛のほうが５農家で肉用牛５農家、養豚４農家、計１４農家となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
７番 岡崎 晋議員。

○７番 岡崎 晋君 まず議案第３１号の資料２に基づいてちょっと伺います。今回のこの支援事業は、国から交付される額が決まって、そして私たち南風原町がこういうふうに分けていったのかなというふうに思うんですが、それはそのとおりなのか。それとも国があらかじめこういうふうに使ってくださいということがあったのか。そして今さっき質疑がありました５番目の畜産農家に対する支援は、飼料の代金として分かりやすいんですが、３番とか４番で敷草とか肥料とかというふうにもうあらかじめ決めておりますね。今の産業振興課長のお話だと、これまでそのような需要があったというふうに聞こえたんですが、農家の側から見ると、もしかしたらほかにも使いたいかもしれない、マルチシート買いたい、あるいは農薬に使いたいかもしれない。だけれども今回は肥料と敷草というふうに指定されているようで、これ以外には申請できないのか、適用を受けられないのか。そしてもう１つ伺いたいのには１番から５番まで合わせて１億４,０３０万９,０００円となっております。これも先ほど伺ったように私たち南風原町の中でこういうふうに仕分けをしたのか、給付額、支援額を分けていった。なぜかという３番とか４番は、それで足りるのかなと、農家の皆さんにとってね、足りないんじゃないかなと、欲を言えば切りはないんですけれども、この１から５まで分けた。どのようにして分けたのかなと。子育て世帯の応援に、重点的に今回は支援する案となっております。私はそれを否定するものではありません。そういったものを含めて今回は皆さんの中でこういうふうに分けて給付するんだ、支援するんだというふうに決められたのでしょうか。それを伺いたい。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 玉那覇和彦君 ただいまの質疑についてお答えいたします。まず初めに今回の交付金につ

いてですが、こちらのほうはエネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかにできるように、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金としてコロナ交付金のほうに増額という形になっておりまして、今資料２にありました事業番号１のほうが、こちらのほうは今回低所得者世帯への支援のための特別枠ということで設けられた、こちら国のほうが示した事業となっております。以降２番から５番までは、これまで同様こちら物価高騰に対策として市町村の裁量によって決められた事業内容となっております。

もう１点が最後のほうにありました今回の事業選定に当たっては、最初に概要説明でも説明したんですが、これは配分の額がありまして、今回のほうはあくまでもこの早期に事業を実施したほうが良いとこちらのほうが判断して提案した事業が合計の５つの事業となっております。残りの事業については今後の定例会等でまた再度提案するような形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 ３番と４番と５番についてお答えします。おっしゃるとおり物価価格高騰にはいろんなものが出てくると思います。私たちのほうでは、農協のほうに具体的に農家の支援をしたいんですけれども、どういう項目のほうが良いですかと上ってきたのがこの項目になります。これは確認してないんですけれども、私が思うには以前、去年ですね、ウクライナのほうで戦争があったときに、だんだん上がってきたときに、農協が今まで、令和３年まで売っていた価格よりも上がりそうだったときに困るということで、農協が去年の１０月分までは品目全部、ほとんどが上がった分は農協が全部負担してですね、農家には従来１００円とか、令和２年、３年１００円だったのをウクライナのあれで１５０円になった場合、この５０円をＪＡが負担して値上げしないで売っていたんです。そのときに前年度、さっき言ったようにマルチとかそういうのも全部農協が値段を据え置きで、今まで購入した方は全部購入してくださいと計算をして全部やりました。ＪＡは１１月以降まではできないと言いますか、据え置きができないということだったものだから、１１月以降が国とか県とか町がやっています。なので多分これは皆さんご存じのように肥料は何回も使いますよね。だけどマルチとかは二、三年とか四、五年使いますので、そういった形で農家に私たちがどういうふうが良いですかと言ったら、この項目、結局肥料なんかは随時使

うものですからこの項目がいいですよということで、農協から上がった、この予算措置になっています。数量についても農協さんはデータがありますので、大体この時期にはこのぐらい出るということで全部分かっていますので、その分を町のほうに上げていただいて、これを確保していますので、これで農協から上がった分についての、農協が把握している分については数量的には賄えるものだと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。まず企画財政課長、この後の支援などについては今後検討していきたいという答えでしたけれども、それは国から新たなメニューの交付金などが出てきたらということでおっしゃったんですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 玉那覇和彦君 ただいまの質疑にお答えします。今回のコロナ交付金につきましては、本町のほうに配分額として約2億4,000万円ほどこちらのほうに配分されております。今回の補正予算で1億4,030万9,000円のほうが提案という形になっておりますので、残りの1億円については今後の定例会等で提案していく形となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 農業の部門のJAから購入する方たちの先ほどの敷草の件ですけれども、例えばほかにも何かそういう販売してくれる業者がいるという話を農家のほうから聞いたことがありまして、値段もJAさんよりちょっと安いということで、そこを利用しているということでした。もしそういうところで購入する場合には何かそういう支援もあるのかどうか、教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。農業用敷草購入支援事業のほうなんですけれども、今は現段階JAだけの購入分ということで予算計上となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 これから検討もされないのかどうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 こちらは資料2にもあるとおり価格高騰があったという、多分私も話を聞いたことがありますけどディスカウントショップで安く売っている、これは結局高騰していませんよね。また全部が個人的に売っているところまでやると、うちとして

はもともとあった値段の高騰する部分に補助金をあげるものですから、そこら辺をしっかりと把握できるような箇所とか、そういう形でディスカウントショップで安く売っているところは安いです。もともと安く売っているの、上がっていませんよねという話です。そういうものまで全部検討しないといけないものですから、私たちとしてはやっぱり農協さんのほうはきれいにここら辺も、農協のほうできれいにやっていただくものですから、そういう形で大部分が、議員さんがおっしゃったように一部分そういうのがあるかもしれません。そういうところを購入した会社に、じゃあ上がった分をやりますよとなると、もう煩雑すぎて町のほうでは対応しかねますので、そこら辺は農協のほうでということでご理解のほどよろしくお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 単純な質疑なんですけれども、コロナの臨時交付金ですね、3月28日に閣議決定されて約1.2兆円の補正予算が組まれていると。その1.2兆円の補正予算が各自治体に配分されて、生活支援、事業支援含めて配布をされていると。この中身が今回示されていましたけれども、僕の資料でですね、南風原町については推奨事業メニューの部分が約1億3,900万円ぐらい、端数はあるんですけれども。それから低所得世帯支援枠は8,900万円ほどですね。合計すると2億2,000万円という数字になるんですけれども、今度の補正予算では1億9,000万円ぐらいしか組まれてなくて、約3,000万円ぐらいの差が出るかと思えますけれども、この余った3,000万円というのはどうなっているんでしょうかという質疑ですけれども。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 玉那覇和彦君 ただいまの質疑にお答えいたします。先ほどの質問と回答が同様になりますが、今回はあくまでも早期に実施したほうがより効果が出るというものについて臨時会での提案となっております。残りの枠の配分残のほうについては、今後の定例会のほうでまた改めて事業を提案して、議員の皆様へ審議していただく形になりますので、ご理解のほうをお願いします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第31号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第31号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第31号 令和5年度南風原町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は可決することに決定いたしました。

日程第4．承認第1号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4．承認第1号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。内容については、担当者が行います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは承認第1号資料をお願いいたします。専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について概要を説明いたします。令和5年度の地方税制改正は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進展する中において、税負担軽減措置の整理合理化や納税環境の整備を図る必要があることなどから、地方税法等の改正が行われたことにより、各税目における所要の改正と、その他関係法令の改正に伴う関連条項の整備を行いました。

主な改正内容 1点目、個人住民税 令和6年度に国税として森林環境税（1,000円）が導入されることに伴い、個人の町・県民税の均等割と併せて賦課徴収するための所要の改正を行いました。令和6年1月1日施行となります。2点目、軽自動車税 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割を概ね75％軽減）について、適用期限令和5年度を令和8年度まで3年延長するなどの改正を行いました。

た。令和5年4月1日施行となります。3点目、固定資産税 長寿命化に資するマンションの大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、工事完了の翌年度分の建物に係る固定資産税を3分の1軽減する改正を行いました。令和5年4月1日施行となります。4点目、その他 関係法令の改正に伴いその他条項も所要の整備を行いました。以上が承認第1号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは1点だけお伺いします。今回、専決処分で例年同様に年度またぎの改正については理解できるんですけども、この個人住民税のところの森林環境税については、新年、令和6年1月1日施行というふうになっています。ちょっとこれまでの少し原則というか、専決事項の原則と違うような、日付だけ見れば後で条例改正を図ってもいいように感じるんですけども、このあたり何か特別な理由があるのかどうか、そのあたりを少しご説明いただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 新垣奈津子さん 今回の税条例の改正の専決処分についてですけども、毎年ですね、例年この地方税法が改正されたタイミングで全ての改正を行っております。さきの改正も含めて改正を行っているところであります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 これまでも同様というのは分かるんですけども、ただ僕が言っているのは専決処分の考え方として、やっぱり臨時会を開く時間がないとか、その期間に猶予がない、緊急性を要する。または事務の効率的な運用ということなんですけれども。そういう理由であれば年度途中でもできるんじゃないかと思うんですよ。これ改正されるのは何も3月の末に限ったことじゃないわけで、だから趣旨としては、簡単に言うと効率的にとか、そういうことだけでいくと専決処分が非常に乱用される可能性、これまで過去にも他府県の事例でそういうことが議論されてきているわけですから、やっぱり可能な限りその適切な時期にということが必要だと思うんですけども。じゃあそれができなかった理由について、多分あるのかどうか、そのあたりをちょっとご説明いただけますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。

仁士議員のご質疑は、施行が4月1日ではないので、その都度提案してはどうかというご質疑だと思いますが、税制改正については非常に大量に複雑になっております。これまでも3年後の改正とか、半年後、2年後の改正とか、その同時期に複数の施行時期がありまして、我々以前はその都度やったりとかやっていましたが、そのときにですね、確実に施行日を抑えてたらいいんですが、担当も変わったりとかいろいろしてまして、その見落としがあることが想定されます。ですからそういった条例の改正に見落としがないようにするためにも、この国の税制改正があった年度に、その施行日が違ったとしても出そうと。施行日は附則について施行日をうたっておりますので、その適用をされるということで、我々はその都度その都度改正があった分については提案するというので、これまでも来ております。我々としては少しでも改正ミスがない、漏れがないようにするためにこのような提案となっていることをご理解していただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 そのような趣旨だろうとは思ってますけれども、やはり先ほど言ったように専決で進めるにはそれなりの理由があるということをやはり私たちが町民に説明しないといけないと。この規定がですね、拡大解釈されることのないように今後も専決処分の在り方については、効率的であってもやはり住民に説明できるような取り組み方をやっていただきたいというふうにお願いしたいと思います。以上でよろしいです。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第1号 専決処分(南風原町税条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は承認することに決定いたしました。

日程第5. 承認第2号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5. 承認第2号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認についてを議題といたします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 承認第2号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。内容の説明については、担当者が行います。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 上間 諭君 承認第2号について概要をご説明いたします。それでは承認第2号の資料をご覧ください。専決処分 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の改正及び国民健康保険税のコロナ減免に係る所要の改正を行うものでございます。

それでは初めに1点目、国民健康保険税の課税限度額の引上げについて、これは条例第2条第3項及び第19条第1項関係でございます。表をご覧ください。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税分に係る課税限度額を改正前20万円から改正後22万円、2万円引上げます。基礎課税分、それから介護納付金の課税分は今回は改正はございません。課税限度額の合計が改正前102万円から改正後104万円になります。

次に2、国民健康保険税の軽減基準判定所得の基準引上げについて、これは条例第19条第1項第2号、第3号関係でございます。まず1点目、5割軽減の減額基準について、被保険者に乗すべき金額が改正前28.5万円から改正後29万円に引き上げるものでございます。次に2点目、2割軽減の減額基準について、被保険者に乗すべき金額を改正前52万円から改正後53.5万円に引き上げるものです。本改正は、軽減を受けられる方が増えますので、軽減判定所得が拡充することになります。

次に3、国民健康保険税のコロナ減免に係る対象納期限の変更についてでございます。これは条例附則第15項関係でございます。国民健康保険税のコロナ減免について、令和4年度末に資格取得したことなどにより令和5年4月以後に納期限が到来する国民健康保険税分についても新たに財政支援の対象となったため、令和4年度分の対象となる納期限を変更するものでございます。改正前令和4年4月1日から令和5年3月31日を改正後令和4年4月1日から令和5年12月31日に改めるものでございます。なおコロナ減免の対象年度が令和4年までであることには変わりはありません。以上が承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についての概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は承認することに決定しました。

日程第6．承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6．承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明

を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。内容説明については、担当者が行います。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは資料をお願いします。承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について概要を説明いたします。

5ページの新旧対照表をご覧ください。改め文を読み上げます。南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。第6条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。今回の条例改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、本条例の一部を改正する必要があるためです。内容は、課税免除の対象施設の設置期限を「令和5年3月31日」から「令和7年3月31日」に、2年間延長する改正となります。以上が、承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についての概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 言葉の意味を伺います。不均一課税は何のことでしょうか。課税免除との違いと併せて伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 免除の場合は、極端に言うと1万円課税します。それがゼロになります。免除ですから。不均一は、これが何割、3分の1減額、3分の2減額とか、年度によって変わるわけです。減額する、免除する金額の率が1年目、2年目、3年目と変わるのが不均一、均一じゃないですね、ということです。今回の条例は、南風原町の条例の中には、産業振興課でやっている減免は5種類あります。沖縄振興の関係するのが3つ、そしていろいろ法律がありまして、この5つの減免するものをこの条例1本でやっております。1つの条例で5つの減免するものがある

んですよ。なのでここは1万円のものがゼロになるというのがあるんですけども、中にはさっき言ったように段階的に、年度によって違うので、一律のものと不均一のものがあります。これをまとめて条例を1本にしているものですから、均一のものと不均一のものですよというのがこういう表現になっています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は承認することに決定しました。

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。本臨時議会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和5年第2回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前10時54分）